

# 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条第1項の発信者情報を定める省令の一部を改正する省令案の概要

## I 背景

総務省では、個人に関する情報や通信の秘密保護対象とされる情報など ICT サービスにおける 個人情報・利用者等の取扱いの在り方について、最近の動向を踏まえ、専門的な観点から検討することを目的とし、「ICTサービス安心・安全研究会」（座長：新美 育文 明治大学教授）の下に「個人情報・利用者等の取扱いに関するWG」（主査：新美 育文 明治大学教授）を設置し、平成 27 年 1 月から議論を行った。

当該研究会で取りまとめた報告書「インターネット上の個人情報・利用者情報等の流通への対応について」（平成 27 年 7 月）において、ポート番号を特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年 11 月 30 日法律第 137 号。以下「プロバイダ責任制限法」という。）の開示の対象となる発信者情報に追加することを検討すべきであるとの考え方が示された。

本件は、以上を踏まえ、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 4 条第 1 項の発信者情報を定める省令（平成 14 年 5 月 22 日総務省令第 57 号）の一部を改正する省令案（以下「改正省令案」という。）について、意見募集を行うものである。

## II 概要

プロバイダ責任制限法は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、その保有する当該権利の侵害に係る発信者情報の開示を請求することができることとしている。

開示の対象となる発信者情報については、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 4 条第 1 項の発信者情報を定める省令」に規定されており、本件改正は、これについて、以下の改正を行うものである。

プロバイダ責任制限法第 4 条に基づく発信者情報の開示請求の対象を追加

侵害情報に係る IP アドレスと組み合わせられたポート番号(改正省令第 4 号)を、開示の対象となる発信者情報に追加する。

【参考】 ICT サービス安心・安全研究会報告書

「インターネット上の個人情報・利用者情報等の流通への対応について」 p. 34  
イ. 当面の対応

発信者情報開示請求は、プロバイダ責任制限法第 4 条第 1 項及び省令に基づいて行われるところ、現行の省令においては、発信者のポート番号が開示請求対象として挙げられていない。このため、発信者側の ISP 等において IP アドレスを共有する仕組がとられている場合 (IP アドレスとポート番号によって発信者を特定する仕組がとられている場合)、現行の省令に基づく発信者情報開示手続では、発信者を特定できないおそれがある。

したがって、プロバイダ責任制限法第 4 条第 1 項に基づく発信者情報開示請求手続において、ポート番号を開示対象に含めるよう、省令改正の検討を行う必要がある。

【参考】 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (平成 13 年 11 月 30 日法律第 137 号)

(発信者情報の開示請求等)

#### 第四条

特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者 (以下「開示関係役務提供者」という。) に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報 (氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。) の開示を請求することができる。

- 一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
- 2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。
- 4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でな

れば、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

【参考】特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成14年5月22日総務省令第57号）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項に規定する侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称
- 二 発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所
- 三 発信者の電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）
- 四 侵害情報に係るIPアドレス（インターネットに接続された個々の電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を識別するために割り当てられる番号をいう。）
- 五 侵害情報に係る携帯電話端末又はPHS 端末（以下「携帯電話端末等」という。）からのインターネット接続サービス利用者識別符号（携帯電話端末等からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（端末設備（電気通信事業法第五十二条第一項に規定する端末設備をいう。）又は自営電気通信設備（同法第七十条第一項に規定する自営電気通信設備をいう。）と接続される伝送路設備をいう。）のうちその一端がブラウザを搭載した携帯電話端末等と接続されるもの及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務（同法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）をいう。以下同じ。）の利用者をインターネットにおいて識別するために、当該サービスを提供する電気通信事業者（同法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号であって、電気通信（同法第二条第一号に規定する電気通信をいう。）により送信されるものをいう。以下同じ。）
- 六 侵害情報に係るSIMカード識別番号（携帯電話端末等からのインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者との間で当該サービスの提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいい、携帯電話端末等に取り付けて用いるものに限る。）を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。）のうち、当該サービスにより

送信されたもの

七 第四号のIPアドレスを割り当てられた電気通信設備、第五号の携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る携帯電話端末等又は前号のSIMカード識別番号（携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたものに限る。）に係る携帯電話端末等から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻